

# 住商連合健康保険組合

## 診療報酬明細書等の開示規程

(目 的)

第 1 条 本規程は、住商連合健康保険組合（以下「組合」という。）における診療報酬明細書、調剤報酬明細書及び訪問看護療養費明細書（以下「レセプト」という。）の開示の依頼があった場合における取扱いに関し、その基本的事項を定め、もって個人のプライバシーの保護及び診療上の問題に係る取扱いに十分配慮をしつつ被保険者へのサービスの一層の充実を図るとともに、組合におけるレセプトの開示業務の円滑かつ適正な遂行に資することを目的とする。

(業務処理体制)

第 2 条 レセプトの開示に係る業務責任者は理事長とする。

2. 理事長は常務理事に前項の事務について委任することができる。

(開示対象レセプトの範囲)

第 3 条 開示の対象は、組合が保管する 5 年分のレセプトとする。

(開示依頼対象者の範囲)

第 4 条 開示依頼対象者の範囲は次による。

被保険者等

- (1) 被保険者及び被扶養者本人（被保険者であった者及び被扶養者であった者を含む。以下「被保険者」という。）
- (2) 被保険者が未成年者又は成年被後見人である場合における法定代理人
- (3) 被保険者本人が開示請求をすることにつき委任をした代理人（任意代理人）

遺族等

- (1) 被保険者が死亡している場合にあつて、当該被保険者の父母、配偶者もしくは子又はこれらに準ずるもの。
- (2) 遺族が未成年者又は成年被後見人である場合における法定代理人
- (3) 遺族がレセプトの開示依頼をすることにつき委任した代理人（任意代理人）

(業務処理方法)

第 5 条 業務処理方法は診療報酬明細書等の開示に係る事務取扱要領（別添）に定めるところにより適正に処理しなければならない。

(規程の変更)

第 6 条 本規程に定めのない事項、並びに本規程の変更は組合会の決議によらなければならない。

## 附 則

本規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

本規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別添

## 診療報酬明細書等の開示に係る事務取扱要領

### 第1 被保険者等からの開示依頼の場合

#### (1) 開示依頼に係る書類の受付

診療報酬明細書、調剤報酬明細書及び訪問看護療養費明細書（以下「レセプト」という。）の開示にかかる照会があった場合は、「診療報酬明細書等の開示依頼書」（以下「開示依頼書」という。）（別記様式1）を提出させる。

なお、当該依頼者に対し、別紙「診療報酬明細書等の開示を依頼される方へ（お知らせ）」を必ず配付するとともに、次に掲げる事項を十分説明し理解を求める。

- ① 依頼者の本人確認の必要性
- ② 保険医療機関、指定訪問看護事業者（以下「保健医療機関等」という。）に対する事前確認の必要性
- ③ 診療報酬明細等の「傷病名」欄、「摘要」欄、「医学管理」欄、全体の「その他」欄、「処置・手術」欄中の「その他」欄及び「症状詳記」（以下「傷病名等」という。）を伏せた開示を希望する場合は、保健医療機関等に対する事前確認は要しないこと
- ④ 調剤報酬明細については、開示請求があったことを事後的に調剤薬局にお知らせする旨
- ⑤ 本人の診療上支障が考えられる場合については開示できない旨
- ⑥ 開示請求のあったレセプトが存在しない場合については開示できない旨
- ⑦ 診療内容に係る照会については対応できない旨
- ⑧ レセプトには必ずしも診療内容全てが記載されているものではない旨
- ⑨ 交付の方法について
- ⑩ 交付までの標準的な所要日数について
- ⑪ 開示依頼に必要な書類について
- ⑫ 開示請求には手数料の支払いが必要である旨
- ⑬ 郵送による開示を希望する場合は送料がかかる旨
- ⑭ 部分開示又は不開示の決定の場合における被保険者等への苦情への対応窓口について

#### (2) 依頼者の本人確認方法

依頼者の本人確認は、以下に掲げる書類（有効な原本に限る。写しは不可。）の提出又は提示を求めて確認する。

なお、提示をもって確認した場合には、原則として提示された書類の写しを取るものとし、その際には本人の了解を得る。

①被保険者による開示依頼の場合

下記ア又はイに掲げる書類で確認する。

また、婚姻等によって、開示依頼時の氏名が診療時の氏名と異なる場合には、旧姓等が確認できる書類の提出又は提示を求めて確認する。

ア. 健康保険組合が発行しているもの

健康保険被保険者証

イ. 行政機関が発行しているもの

運転免許証、国民健康保険被保険者証、共済組合員証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード（住所が記載されているものに限る）、旅券（パスポート）、年金手帳（基礎年金番号通知書）、年金証書、共済年金証書、恩給証書等

※上記の本人確認書類を保持していない等、やむを得ない場合においては、個別に本人確認のための書類として適切なものを判断すること。

具体例として、外国政府が発行する外国旅券、上記ア又はイの書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類等

② 法定代理人からの開示依頼の場合

法定代理人の本人確認は、前記①に掲げる書類で確認するほか、被保険者が未成年者又は成年被後見人であること及び依頼者が当該被保険者の親権者又は後見人であることを次に掲げる書類のうち少なくとも一以上の書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る）の提出又は提示を求めて確認する。

ア. 戸籍謄本（抄本）

イ. 住民票

ウ. 登記事項証明書（「後見登記等に関する法律」による）

エ. 家庭裁判所の証明書

オ. その他法定代理関係を確認し得る書

③ 任意代理人からの開示依頼の場合

任意代理人の本人確認は、前記①に掲げる書類で確認するほか、次に掲げるいずれかの書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る）の提出を求め、当

該被保険者からレセプトの開示請求に関する委任があることを確認すること。

ア. 被保険者の署名・押印のあるレセプト開示請求にかかる「委任状」

イ. 委任状に追い印された印の印鑑登録証明書

### (3) 開示依頼書の受理

開示依頼書の受理に当たっては、依頼者の本人確認及び開示依頼書の各項目の記載に漏れ、誤りがないことの確認をした後、開示依頼書を受理し、受付日付印を押印のうえ当該依頼者へ開示依頼書の控えを手渡す（郵送による請求の場合は送付する。）

### (4) 保険医療機関等への照会

レセプトの開示に当たっては、「診療報酬明細書等の開示について（照会）」（別記様式 2）に回答期限（発信日より 14 日間）を記入し、「診療報酬明細書等の開示について（回答）」（別記様式 3）、開示依頼のあったレセプトの写し（マイクロフィルムにより保管するレセプトの写しを含む。以下「コピーレセプト」という。）及び切手を貼付した返信用封筒を添えて、当該レセプトを発行した保険医療機関等に対し、レセプト開示の適否について照会する。

また、レセプト開示の適否については、当該レセプトを開示することにより本人の診療上支障が生じない場合にあつては「開示」、診療上支障が生じる部分を伏して開示する場合については、「部分開示」、当該レセプトを開示することにより診療上支障が生じる場合については「不開示」と区分する。

なお、回答期限が経過しても回答が無い場合については、当該保険医療機関等に対し電話等により回答の要請をするなど適切な対応を図る。

### (5) 開示、部分開示又は不開示の決定

保険医療機関等より、当該レセプトについて前期(4)の回答があつた場合にあつては、その回答に従って開示、部分開示又は不開示を決定する。

また、保険医療機関等より部分開示の旨回答があつた場合にあつては、当該不開示部分を臥したえで開示する。

なお、次に掲げる場合にあつては、当該レセプトについては開示の取扱いとする。

- ① 保険医療機関等に対し照会を行った際に示した回答期限内に当該保険医療機関等から回答がなかった場合において、電話等により回答の要請をしてもなお回答が得られないとき。（ただし、主治医と連絡中である等遅延に相当な事由が認められる場合を除く。）
- ② 当該保険医療機関等の廃止等の事情により、保険医療機関等に対して前記(4)の照会を行なうことができない場合。
- ③ 照会の結果、送達不能で返戻された場合において、当該保険医療機関等を管轄する都道府県保険主管課（部）に確認してもなお当該保険医療機関等の所在が確

認できないとき。

(6) 調剤報酬明細書の取扱いについて

調剤報酬明細書（以下「調剤レセプト」という。）について開示の依頼があった場合は、当該調剤レセプトに記載された保険医療機関等に対し前記(4)の照会を行い、(5)の決定を行う。

なお、当該調剤レセプトを開示する場合においては、当該調剤レセプトを発行した保険薬局に対し、「調剤報酬明細書の開示について（お知らせ）」（別記様式 4）によりその旨を速やかに連絡する。

(7) 開示又は部分開示の場合の連絡及び交付方法

① 窓口交付を希望した場合

ア. 依頼者への連絡

開示又は部分開示の決定を行ったときは、「診療報酬明細書等の開示についてのお知らせ」（別記様式 5）により速やかに依頼者に連絡する。この場合「親展」扱いで郵送する。

なお、当該「診療報酬明細書等の開示についてのお知らせ」を発送した日から1ヶ月経過しても来所（連絡）がない場合は、交付用コピーレセプトを破棄する。

イ. 交付を行う際の依頼者本人であることの確認

先に依頼者あて送付した「診療報酬明細書等の開示についてのお知らせ」の提示を求め、前記(2)に準じて本人確認を行う。

ただし、受付時に本人確認の手段として提出された書類又は提示された書類の写しがある場合には、それにより、依頼者本人であることの確認を行ってもよい。

ウ. コピーレセプトの交付に当たっては、当該交付用コピーレセプト（1部に限る。）に「組合」及び「開示日」を明記し、交付すること。

なお、交付の際は、受領者（依頼者）から開示依頼者の右下欄に署名を受けること。

② 郵送による交付を希望した場合

ア. 依頼者への連絡及び交付

開示又は部分開示の決定を行ったときは、「診療報酬明細書等の開示についてのお知らせ」（別記様式 6）に「組合」及び「開示日」を明記した交付用コピーレセプト（1部に限る。）を添付のうえ、速やかに依頼者に交付する。

なお、この場合、開示依頼者の依頼者欄の「住所」欄に記載された住所あてに「親展」扱いで送付する。

イ. 返礼分の取扱い

送達不能で返礼された交付用コピーレセプトは、返戻された日から1ヶ月経過しても来訪（連絡）がない場合は破棄する。

(8) 不開示の場合の取扱い

不開示の決定を行ったときは、「診療報酬明細書等の不開示について」（別記様式 7）により速やかに依頼者に連絡する。

なお、この場合、開示依頼者の依頼者欄の「住所」欄に記載された住所あてに送付する。

(9) 不存在の場合の取扱い

開示の依頼があったレセプトについて、調査してもなおその存在が確認できない場合は「不存在」とし、「診療報酬明細書等の不存在について」（別記様式 8）により速やかに依頼者に連絡する。

なお、この場合、開示依頼者の依頼者欄の「住所」欄に記載された住所あてに送付する。

## 第2 遺族等からの開示依頼の場合

遺族等から開示の依頼があった場合については、前記第1

「被保険者等からの開示依頼の場合」における取扱い（(1)「開示依頼に係る書類の受付」の依頼者に説明する事項のうち②及び③、(4)「保険医療機関等への照会」、(5)「開示、部分開示又は不開示の決定」、(6)「調剤報酬明細書の取扱いについて」並びに(8)「不開示の場合の取扱い」を除く。）に準じ、開示の依頼に応じる。この場合において、これらの規定中「被保険者」とあるのは「遺族」と読み替える。

ア. 戸籍謄本（抄本）

イ. 住民票（除票）

ウ. 死亡診断書

なお、コピーレセプトを交付する場合には、当該保険医療機関等（調剤レセプトを開示する場合には保険薬局も含む。）に対し、「診療報酬明細書等の開示について（お知らせ）」（別記様式 9）によりその旨を速やかに連絡する。

## 第3 郵便による開示依頼の取扱い

### (1) 郵便による開示依頼

依頼者の移住地域が遠方等の理由により、来訪が困難であると認められる場合については、郵便による依頼も認める。この場合、「開示依頼書」及び別紙「診療報酬明細書等の開示を依頼される皆様へ（お知らせ）」を付して依頼者へ送付する。

## (2) 郵便による受付・受理

郵便によるレセプトの開示依頼書が送付された場合は、開示依頼書の記載内容及び添付物について不備が無いか確認を行う。

不備が無いことを確認の後に開示依頼書を受理し、受付日付印を押印のうえ、当該依頼者へ開示依頼書の控え（又は写し）を送付する。

## (3) 依頼者の本人確認

郵便により送付されたものについても、第1の(2)による書類の添付を必要とし、原則として添付を必要とする書類は原本とする。ただし、常時携帯する必要があること等により原本を添付することが困難な場合は、写しによるものでも可とする。その場合は添付書類を二以上とし、また、電話による確認を行う等本人確認を確実なものとする。

## 第4 標準業務処理期間

- (1) 開示依頼書を受理してから開示等の連絡及び交付に至るまでの業務処理期間は、1ヶ月とする。
- (2) 前記(1)の期間を超える場合には、依頼者に「診療報酬明細書等の開示について（遅延のお知らせ）」（別記様式10）によりその旨を連絡し、理解を得るよう努める。

## 第5 「レセプト開示受付・処理経過簿」の整理

開示依頼書の受付から開示等の連絡及び交付に至るまでの処理経過については、その都度「レセプト開示受付・処理経過簿」（別記様式11）に記載し、進捗状況を把握する。

## 第6 関係書類の整理保管

レセプト開示に係る一連の関係書類は、受付日毎に整理し保管する。

なお、関係書類の保存期間については10年とし、文書処理済み（完結）となった年度の翌年度から起算する。



保有個人データ(診療報酬明細書等を除く)の  
開示・訂正・利用停止等に係る取扱要領

(平成28年3月1日制定)

## 第1 目的

この要領は、住商連合健康保険組合（以下「組合」という。）における保有個人データ（診療報酬明細書、調剤報酬明細書及び訪問看護療養費明細書を除く。以下同じ）の開示請求、開示依頼又は訂正・利用停止等の届出があった場合における取扱いに関し、その基本的事項を定め、もって個人のプライバシーの保護に十分配慮をしつつ被保険者等へのサービスの一層の充実を図るとともに、組合における保有個人データの開示等業務の円滑かつ適正な遂行に資することを目的とする。

## 第2 開示・訂正・利用停止等保有個人データの範囲

開示・訂正・利用停止等の対象は、組合の保有個人データとする。

## 第3 開示・訂正・利用停止等の取扱いの整理

平成17年4月1日より個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「法」という。）が施行され、法においては、「個人情報」は「生存する個人」に関する情報に限定される（法第2条第1項）ことから、被保険者又は被扶養者本人からの開示請求又は訂正・利用停止等の届出は、法に基づく「開示請求」「訂正・利用停止等届出」として取り扱うこととし、遺族からの「開示依頼」については、サービスの一環として対応するものとする。

## 第4 開示請求、開示依頼又は訂正・利用停止等届出を行いうる者の範囲

個人のプライバシーの保護を図る観点から、次に掲げる者に限り、「開示請求」「開示依頼」「訂正・利用停止等届出」に応じるものとする。

### 1 被保険者等（開示請求、訂正・利用停止等届出）

(1) 被保険者又は被扶養者本人（被保険者であった者及び被扶養者であった者を含む。）

（以下「被保険者等」という。）

(2) 被保険者等が未成年者又は成年被後見人である場合における法定代理人

(3) 被保険者等本人が開示請求をすることにつき委任をした代理人（任意代理人）

### 2 遺族等（開示依頼）

(1) 被保険者等が死亡している場合にあつて、当該被保険者等の父母、配偶者若しくは子又はこれらに準ずる者（以下「遺族」という。）

(2) 遺族が未成年者又は成年被後見人である場合における法定代理人

(3) 遺族が保有個人データの開示依頼をすることにつき委任した代理人（任意代理人）

## 第5 開示請求、開示依頼又は訂正・利用停止等届出に応じる手続き

「開示請求」、「開示依頼」又は「訂正・利用停止等届出」があった場合は、開示・訂正・利用停止等を行う者の利便性を考慮し、本人に過重な負担を課すものにならないよう配慮しつつ、組合で受け付けるものとする。

## 第6 業務処理方法

### 1 被保険者等からの開示請求の場合

#### (1) 開示請求に係る書類の受付

開示請求の受付に当たっては、「保有個人データ（診療報酬明細書等以外）開示請求書」（様式19）（以下「請求書」という。）を提出させるものとする。

この場合、当該開示請求を行う者（以下「請求者」という。）に対し、次に掲げる事項を十分説明し理解を求めるものとする。

- ① 請求者の本人確認の必要性
- ② 第三者の財産その他の権利利益を害するおそれがある場合については開示できない旨
- ③ 健康保険組合の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合については開示できない旨
- ④ 開示請求のあった保有個人データが存在しない場合については開示できない旨
- ⑤ 交付の方法について
- ⑥ 交付までの所要日数について
- ⑦ 開示請求に必要な書類について
- ⑧ 開示請求には手数料の支払いが必要である旨
- ⑨ 部分開示又は不開示の決定の場合における被保険者等への苦情への対応窓口について

#### (2) 請求者の本人確認方法

請求者の本人確認は、以下に掲げる書類（郵送による請求の場合は、その写し）の提出又は提示を求めて確認するものとする。

なお、提示をもって確認した場合には、原則として提示された書類の写しを取るものとし、そ

の際には本人の了解を得るものとする。

また、郵送により開示請求を行う場合は、以下に掲げる書類の写しに加えてその者の住民票の写し又は外国人登録原票の写し（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る）を提出させるものとする。

#### ① 被保険者等による開示請求の場合

下記ア又はイに掲げる書類で請求書に記載された氏名、住所（居所）が同一であることを確認するものとする。

また、婚姻等によって、開示請求時の氏名が保有個人データ取得時の氏名と異なる場合には、旧姓等が確認できる書類の提出又は提示を求めて確認するものとする。

ア. 健康保険組合等が発行しているもの

健康保険被保険者証

イ. 行政機関が発行しているもの

運転免許証、国民健康保険被保険者証、共済組合員証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード（住所が記載されているものに限る）、旅券（パスポート）、年金手帳（基礎年金番号通知書）、年金証書、共済年金証書、恩給証書等

※ 上記の本人確認書類を保持していない等、やむをえない場合においては、個別に本人確認のための書類として適切なものを求めて判断するものとする。

具体例としては、外国政府が発行する外国旅券、上記ア又はイの書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、地方公共団体が交付する療育手帳、敬老手帳等とする。

#### ② 法定代理人からの開示請求の場合

法定代理人の本人確認は、前記①に掲げる書類で確認するほか、被保険者等が未成年者又は成年被後見人であること及び請求者が当該被保険者等の親権者若しくは未成年後見人又は成年後見人であることを次に掲げる書類のうち少なくとも一以上の書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る）の提出又は提示を求めて確認するものとする。

ア. 戸籍謄本（抄本）

イ. 住民票

ウ. 登記事項証明書（「後見登記等に関する法律」による）

エ. 家庭裁判所の証明書

オ. その他法定代理関係を確認し得る書類

#### ③ 任意代理人からの開示請求の場合

任意代理人の本人確認は、前記①に掲げる書類で確認するほか、次に掲げるいずれもの書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る）の提出を求め、当該被保険者等及び遺族から保有個人データの開示請求に関する委任があることを確認するものとする。

ア. 被保険者等の署名・押印のある保有個人データ開示請求にかかる「保有個人データ開示請求（依頼）委任状」（様式20）

イ. 委任状に押印された印の印鑑登録証明書

### (3) 請求書の受理

請求書の受理に当たっては、請求者の本人確認及び請求書の各項目の記載に漏れ、誤りがないことの確認をすることとし、受理後、受付日付印を押印のうえ当該請求者へ請求書の控えを手渡す（郵送による請求の場合は送付する）ものとする。

### (4) 開示手数料の徴収

法第30条に基づき、請求書の受理に当たっては請求書1件につき500円の開示手数料を徴収するものとする。

### (5) 開示、部分開示又は不開示の決定

原則として、開示請求があれば、理由を問わず開示するが、第三者の財産その他の権利利益を害するおそれがある場合、健康保険組合の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、開示請求のあった保有個人データが存在しない場合については、部分開示又は不開示を決定するものとする。

法定代理人又は任意代理人（以下「法定代理人等」という。）からの開示請求による場合は、原則として被保険者等に対し保有個人データの開示を行う旨の説明を行った後、法定代理人等に対して開示を行うものとする。

### (6) 決定通知書の送付及び開示の実施方法等の申し出

開示又は部分開示の決定を行ったときは、「保有個人データ（診療報酬明細書等以外）開示決定通知書」（様式21-1）又は「保有個人データ（診療報酬明細書等以外）一部開示決定通知書」（様式21-2）（以下「開示決定通知書」という。）により速やかに以下の事項等について請求者に通知を行うものとする。

- ① 求めることができる開示の実施方法
- ② 窓口交付を実施することができる日時・場所（窓口交付を希望する場合には、窓口交付を実施することができる日時のうちから選択すべき旨）
- ③ 郵送による交付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用この場合、「親展」扱いで

郵送するものとする。

また、開示決定通知書と併せて「開示の実施方法等申出書」（様式22）（以下「実施方法等申出書」という。）を送付し、以下の事項等についての記入を求めるものとする。

① 求める開示の実施方法

② 窓口交付を希望する場合の希望日時

なお、実施方法等申出書は、開示決定通知があった日から30日以内に提出するよう求め、期限内に実施方法等申出書の提出がない場合は、請求書に記載された方法により開示を実施するものとする。

## (7) 開示又は部分開示の場合の開示の実施

① 窓口交付を希望した場合

実施方法等申出書において窓口による交付を希望する請求者については、以下のとおりの取扱いとする。

ア. 交付を行う際の請求者本人であることの確認

先に請求者あて送付した開示決定通知書の提示を求め、前記(2)に準じて本人確認を行うものとする。

ただし、受付時に本人確認の手段として提出された書類又は提示された書類の写しがある場合には、それにより、請求者本人であることの確認を行うものとする。

イ. 開示の実施

開示の実施に当たっては、当該開示用保有個人データ（1部に限る。）に「組合名」及び「開示日」を押印し、交付するものとする。

なお、交付の際は、受領者（請求者）から請求書の右下欄に署名を受けるものとする。また、部分開示の決定を行った場合にあっては、当該不開示部分を伏したうえで開示するものとする。

ウ. 開示用保有個人データの保存期間

開示の実施方法等申出書に記載された開示の実施を希望する日から1ヵ月経過しても来所（連絡）がない場合は、開示用保有個人データを破棄するものとする。

② 郵送による交付を希望した場合

実施方法等申出書において郵送による交付を希望する請求者については、以下のとおりの取扱いとする。

ア. 書類の確認

郵送による交付を希望した場合、「実施方法等申出書」の他に送付に要する費用についての郵便切手が添付されているか確認し、添付のない場合は、提出を求めるものとする。

#### イ. 請求者への連絡及び交付

開示用保有個人データ（1部に限る。）に「組合名」及び「開示日」を押印し、速やかに請求者に交付するものとする。

なお、この場合、請求書の請求者欄の「住所」欄に記載された住所あてに「親展」扱いで送付するものとする。

また、部分開示の決定を行った場合にあつては、当該不開示部分を伏したうえで開示するものとする。

#### ウ. 返送分の取扱い

送達不能で返送された開示用保有個人データは、返送された日から1カ月経過しても来所（連絡）がない場合、開示用保有個人データを破棄するものとする。

### (8) 不開示の場合の取扱い

不開示の決定を行ったときは、「保有個人データ（診療報酬明細書等以外）不開示決定通知書」（様式23）（以下「不開示決定通知書」という。）により速やかに請求者に通知するものとする。

なお、この場合、請求書の請求者欄の「住所」欄に記載された住所あてに送付するものとする。

### (9) 部分開示・不開示の場合の理由等の記載について

部分開示・不開示の決定を行う場合については、その理由を決定通知書に記載するものとする。

### (10) 不存在の場合の取扱い

開示請求があつた保有個人データについて、調査してもなおその存在が確認できない場合は「不存在」とし、「保有個人データ（診療報酬明細書等以外）不存在通知書」（様式24）により速やかに請求者に通知するものとする。

この場合、不開示の理由の欄に、保有個人データの存在が確認できない旨（又は、保存期間が経過したため既に廃棄している旨）を記入するものとし、請求書の請求者欄の「住所」欄に記載された住所あてに送付するものとする。

### (11) 決定の期限

被保険者等からの開示請求の場合は、請求書を受理してから30日以内に決定を行わなければならない。

この期間を超える場合には、請求者に「保有個人データ（診療報酬明細書等以外）の開示決定期限延長について」（様式25）によりその旨を連絡し、理解を得るよう努めるものとする。

## (12) 部分開示・不開示に対する苦情処理

部分開示又は不開示決定に対する苦情の適切かつ迅速な対応を行うため、苦情への対応の窓口を設置し、苦情への対応の手順を定めるなど必要な体制の整備を行うものとする。

### 2 遺族等からの開示依頼の場合

#### (1) 開示依頼に係る書類の受付

開示依頼の受付に当たっては、「保有個人データ（診療報酬明細書等以外）開示依頼書」（様式26）（以下「依頼書」という。）を提出させるものとする。

この場合、当該開示依頼を行なう者（以下「依頼者」という。）に対し、次に掲げる事項を十分説明し理解を求めものとする。

- ① 依頼者の本人確認の必要性
- ② 第三者の財産その他の権利利益を害するおそれがある場合については開示できない旨
- ③ 健康保険組合の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがある場合については開示できない旨
- ④ 本人の生前の意思、名誉を傷つけるおそれがある場合については開示できない旨
- ⑤ 開示依頼のあった保有個人データが存在しない場合については開示できない旨
- ⑥ 交付の方法について
- ⑦ 交付までの標準的な所要日数について
- ⑧ 開示依頼に必要な書類について
- ⑨ 開示依頼に手数料の支払が必要である旨
- ⑩ 郵送による開示を希望する場合は送料がかかる旨
- ⑪ 部分開示又は不開示の決定の場合における被保険者等への苦情への対応窓口について

#### (2) 依頼者の本人確認方法

依頼者の本人確認方法については、以下に掲げる書類（郵送による依頼の場合はその写し）の提出又は提示を求めて確認するものとする。なお、提示をもって確認した場合には、原則とし



て提示された書類の写しを取るものとし、その際には本人の了解を得るものとする。

#### ① 依頼者の本人確認方法

下記ア又はイに掲げる書類で依頼書に記載された氏名、住所（居所）が同一であることを確認するものとする。

また、婚姻等によって、開示依頼時の氏名が保有個人データ取得時の氏名と異なる場合には、旧姓等が確認できる書類の提出又は提示を求めて確認するものとする。

ア. 健康保険組合等が発行しているもの

健康保険被保険者証（遠隔地被保険者証を含む。）

イ. 行政機関が発行しているもの

運転免許証、国民健康保険被保険者証、共済組合員証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード（住所が記載されているものに限る）、旅券（パスポート）、年金手帳（基礎年金番号通知書）、年金証書、共済年金証書、恩給証書等

※ 上記の本人確認書類を保持していない等、やむをえない場合においては、個別に本人確認のための書類として適切なものを求めて判断するものとする。

具体例としては、外国政府が発行する外国旅券、上記ア又はイの書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、地方公共団体が交付する療育手帳、敬老手帳等とする。

#### ② 法定代理人からの開示依頼の場合

法定代理人の本人確認は、前記①に掲げる書類で確認するほか、遺族が未成年者又は成年被後見人であること及び依頼者が当該遺族の親権者若しくは未成年後見人又は成年後見人であることを次に掲げる書類のうち少なくとも一以上の書類（開示依頼をする日前30日以内に作成されたものに限る）の提出又は提示を求めて確認するものとする。

ア. 戸籍謄本（抄本）

イ. 住民票

ウ. 登記事項証明書（「後見登記等に関する法律」による）

エ. 家庭裁判所の証明書

オ. その他法定代理人関係を確認し得る書類

#### ③ 任意代理人からの開示依頼の場合

任意代理人の本人確認は、前記①に掲げる書類で確認するほか、次に掲げるいずれもの書類（開示依頼をする日前30日以内に作成されたものに限る）の提出を求め、当該遺族から保有個人データの開示依頼に関する委任があることを確認するものとする。

ア. 遺族の署名・押印のある「委任状」

イ. 委任状に押印された印の印鑑登録証明書

#### ④ 遺族と被保険者等の関係の確認等

遺族については、① ③のいずれの場合においても、当該被保険者等の死亡の事実及び当該被保険者等の遺族であることを次に掲げる書類のうち少なくとも一以上の書類の提出又は提示を求めて確認するものとする。

- ア. 戸籍謄本（抄本）
- イ. 住民票（除票）
- ウ. 死亡診断書

### (3) 依頼書の受理

開示依頼の受理に当たっては、依頼者の本人確認及び依頼書の各項目の記載に漏れ、誤りがないことを確認することとし、受理後、受付日付印を押印のうえ当該依頼者へ依頼書の控えを手渡す（郵送による開示依頼の場合は送付する）ものとする。

### (4) 開示手数料について

法第30条に基づき、依頼書の受理に当たっては依頼書1件につき500円の開示手数料を徴収するものとする。

### (5) 開示、部分開示又は不開示の決定

保有個人データの開示を依頼するに当たっての特別な理由が存在する場合にはその内容も勘案して開示、部分開示、不開示を決定するものとする。

法定代理人等からの開示依頼による場合は、原則として遺族に対し保有個人データの開示を行う旨の説明を行った後、法定代理人等に対して開示を行うものとする。

### (6) 決定通知書の送付及び開示の実施方法等の申し出

開示又は部分開示の決定を行ったときは、「保有個人データ（診療報酬明細書等以外）開示決定通知書」（様式21-1）又は「保有個人データ（診療報酬明細書等以外）一部開示決定通知書」（様式21-2）（以下「開示決定通知書」という。）により速やかに以下の事項等について依頼者に通知を行うものとする。

- ① 求めることができる開示の実施方法
- ② 窓口交付を実施することができる日時・場所（窓口交付を希望する場合には、窓口交付を実施することができる日時のうちから選択すべき旨）
- ③ 郵送による交付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用

この場合、「親展」扱いで郵送するものとする。

また、開示決定通知書と併せて「開示の実施方法等申出書」（様式22）（以下「実施方法等申出書」という。）を送付し、以下の事項等についての記入を求めるものとする。

① 求める開示の実施方法

② 窓口交付を希望する場合の希望日時

なお、実施方法等申出書は、開示決定通知があった日から30日以内に提出するよう求め、期限内に実施方法等申出書の提出がない場合は、請求書に記載された方法により開示を実施するものとする。

## (7) 開示又は部分開示の場合の交付方法

① 窓口交付を希望した場合

実施方法等申出書において窓口による交付を希望する請求者については、以下のとおりの取扱いとする。

ア. 交付を行う際の依頼者本人であることの確認

先に依頼者あて送付した決定通知書の提示を求め、前記(2)に準じて本人確認を行うものとする。

ただし、受付時に本人確認の手段として提出された書類又は提示された書類の写しがある場合には、それにより、依頼者本人であることの確認を行うものとする。

イ. 開示用保有個人データの交付

開示用保有個人データの交付に当たっては、当該開示用保有個人データ（1部に限る。）に「組合名」及び「開示日」を押印し、交付するものとする。

なお、交付の際は、受領者（依頼者）から依頼書の右下欄に署名を受けるものとする。

② 郵送による交付を希望した場合

実施方法等申出書において郵送による交付を希望する依頼者については、以下のとおりの取扱いとする。

ア. 書類の確認

郵送による交付を希望した場合、「実施方法等申出書」の他に送付に要する費用についての郵便切手が添付されているか確認し、添付のない場合は、提出を求めるものとする。

イ. 依頼者への連絡及び交付

開示用保有個人データ（1部に限る。）に「組合名」及び「開示日」を押印し、速やかに依頼者に交付するものとする。

なお、この場合、依頼書の依頼者欄の「住所」欄に記載された住所あてに「親展」扱いで送付するものとする。

また、部分開示の決定を行った場合にあつては、当該不開示部分を伏したうえで開示するもの

とする。

#### ウ. 返送分の取扱い

送達不能で返送された開示用保有個人データは、返送された日から1カ月経過しても来所（連絡）がない場合、開示用保有個人データを破棄するものとする。

### (8) 不開示の場合の取扱い

不開示の決定を行ったときは、「保有個人データ（診療報酬明細書等以外）不開示決定通知書」（様式23）により速やかに依頼者に連絡するものとする。

なお、この場合、依頼書の依頼者欄の「住所」欄に記載された住所あてに送付するものとする。

### (9) 部分開示・不開示理由について

部分開示・不開示の決定を行う場合については、その理由を依頼者に通知するものとする。

### (10) 不存在の場合の取扱い

依頼があった保有個人データについて、調査してもなおその存在が確認できない場合は「不存在」とし、「保有個人データ（診療報酬明細書等以外）不存在通知書」（様式24）により速やかに依頼者に連絡するものとする。

この場合、不存在の理由の欄に保有個人データの存在が確認できない旨（又は、保存期間が経過したために既に廃棄している旨）を記入し、依頼書の依頼者欄の「住所」欄に記載された住所あてに送付するものとする。

### (11) 標準業務処理期間

遺族からの開示依頼の場合は、依頼書を受理してから開示等の連絡及び交付に至るまでの業務処理期間は、30日程度を目途とする。

この期間を超える場合には、依頼者に「保有個人データ（診療報酬明細書等以外）の開示決定期限延長について」（様式25）によりその旨を連絡し、理解を得るよう努めるものとする。

## 3 被保険者等からの訂正・利用停止等届出の場合

## (1) 訂正・利用停止等届出に係る書類の受付

訂正・利用停止等届出の受付に当たっては、「保有個人データ訂正・利用停止等届出書」（様式27）（以下「届出書」という。）を提出させるものとする。

この場合、当該訂正・利用停止等届出を行う者（以下「届出者」という。）に対し、次に掲げる事項を十分説明し理解を求めるものとする。

- ① 届出者の本人確認の必要性
- ② 訂正・利用停止等について他の法令の規定により特別の手続きが定められている場合は除く旨
- ③ 当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合、その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは訂正・利用停止等できない旨
- ④ 訂正・利用停止等届出のあった保有個人データが存在しない場合については、訂正・利用停止等できない旨
- ⑤ 訂正・利用停止等までの所要日数について
- ⑥ 訂正・利用停止等請求に必要な書類について
- ⑦ 部分訂正・利用停止等又は訂正・利用停止等ができない場合の決定における被保険者等への苦情対応窓口について

## (2) 届出者の本人確認方法

届出者の本人確認は、以下に掲げる書類（郵送による届出の場合は、その写し）の提出又は提示を求めて確認するものとする。

なお、提示をもって確認した場合には、原則として提示された書類の写しを取るものとし、その際には本人の了解を得るものとする。

また、郵送により訂正・利用停止等届出を行う場合は、以下に掲げる書類の写しに加えてその者の住民票の写し又は外国人登録原票の写し（届出をする日前30日以内に作成されたものに限る）を提出させるものとする。

### ① 被保険者等による訂正・利用停止等届出の場合

下記ア又はイに掲げる書類で届出書に記載された氏名、住所（居所）が同一であることを確認するものとする。

また、婚姻等によって、届出時の氏名が存在する保有個人データの氏名と異なる場合には、旧姓等が確認できる書類の提出又は提示を求めて確認するものとする。

ア. 健康保険組合等が発行しているもの

健康保険被保険者証（遠隔地被保険者証を含む。）

イ. 行政機関が発行しているもの

運転免許証、国民健康保険被保険者証、共済組合員証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード（住所が記載されているものに限る）、旅券（パスポート）、年金手帳（基礎年金番号通知書）、年金証書、共済年金証書、恩給証書等

※ 上記の本人確認書類を保持していない等、やむをえない場合においては、個別に本人確認のための書類として適切なものを求めて判断するものとする。

具体例としては、外国政府が発行する外国旅券、上記ア又はイの書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、地方公共団体が交付する療育手帳、敬老手帳等とする。

② 法定代理人からの訂正・利用停止等届出の場合

法定代理人の本人確認は、前記①に掲げる書類で確認するほか、被保険者等が未成年者又は成年被後見人であること及び請求者が当該被保険者等の親権者若しくは未成年後見人又は成年後見人であることを次に掲げる書類のうち少なくとも一以上の書類（訂正・利用停止等届出をする日前30日以内に作成されたものに限る）の提出又は提示を求めて確認するものとする。

ア. 戸籍謄本（抄本）

イ. 住民票

ウ. 登記事項証明書（「後見登記等に関する法律」による）

エ. 家庭裁判所の証明書

オ. その他法定代理関係を確認し得る書類

③ 任意代理人からの訂正・利用停止等届出の場合

任意代理人の本人確認は、前記①に掲げる書類で確認するほか、次に掲げるいずれもの書類（訂正・利用停止届出をする日前30日以内に作成されたものに限る）の提出を求め、当該被保険者等及び遺族から訂正・利用停止等届出に関する委任があることを確認するものとする。

ア. 被保険者等の署名・押印のある訂正・利用停止等届出にかかる「保有個人データ訂正・利用停止等届出委任状」（様式28）

イ. 委任状に押印された印の印鑑登録証明書

### (3) 届出書の受理

届出書の受理に当たっては、届出者の本人確認及び届出書の各項目の記載に漏れ、誤りがないことの確認をすることとし、受理後、受付日付印を押印のうえ当該届出者へ届出書の控えを手渡す（郵送による届出の場合は送付する）ものとする。

### (4) 保有個人データ訂正・利用停止等届出に関する決定

保有個人データの訂正・利用停止等を届出るに当たっての特別な理由が存在する場合にはその内容も勘案して訂正・利用停止等、部分訂正・部分利用停止等を決定するものとする。決定を行ったときは「保有個人データ（訂正・利用停止等届出書）に関する決定について」（様式29）により速やかに届出者に連絡するものとする。部分訂正・利用停止等、不訂正・利用停止等の決定を行う場合については、その理由も併せて届出者に通知するものとする。なお、この場合、届出書の届出者欄の「住所」欄に記載された住所あてに送付するものとする。

#### 第7 「保有個人データ開示・訂正・利用停止等受付・処理経過簿」の整理

請求書、依頼書及び届出書の受付から開示・訂正・利用停止等の連絡及び交付に至るまでの処理経過については、その都度開示については「保有個人データ開示受付・処理経過簿（本人用）」（様式30）又は「保有個人データ開示受付・処理経過簿（遺族用）」（様式31）、訂正・利用停止等については「保有個人データ訂正・利用停止等受付処理経過簿」（様式32）に記載し、進捗状況を把握するものとする。

#### 第8 関係書類の整理保管

保有個人データ開示・訂正・利用停止等に係る一連の関係書類は、受付日毎に整理し保管するものとする。

なお、関係書類の保存期間については規程で定める年数とし、文書処理済（完結）となった年度の翌年度から起算する。

平成 年 月 日提出

受付整理番号 \_\_\_\_\_

住商連合健康保険組合理事長 殿

### 保有個人データ（診療報酬明細書等以外）開示請求書

請求者 氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩

生年月日 昭和・平成 年 月 日

住 所 〒 \_\_\_\_\_

電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第25条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人データの開示を請求します。

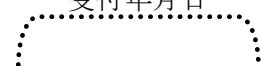
開示請求に係る 個人情報の内容		
※ 対象となる個人情報 を特定するため、具 体的に記入して下さ い。		
開示希望方法の区分		1. 閲覧 2. 写しの交付（窓口） 3. 写しの交付（郵送）
請求者の区分		1. 本人 2. 法定代理人 3. 任意代理人
法定代理 人・任意代 理人が請求 する場合	本人と の 続柄	
	本人の 氏名	
	本人の 生年月 日	昭和 ・ 平成 年 月 日 生まれ
	本人の 住所等	〒 電話番号 ( ) _____

受領者（請求者）署名欄

\_\_\_\_\_ ⑩

(受領時にご署名ください)

受付年月日





(裏面)

※以下の各欄は記入する必要がありません。

A 依頼者の本人 確認書類	1. 運転免許証 2. 健康保険被保険者証 3. 船員保険被保険者証 4. 国民健康保険被保険者証 5. 共済組合員証 6. 外国人登録証明書 7. 住民基本台帳カード 8. 旅券 (パスポート) 9. 年金手帳 (年金 証書) 10. 共済年金証書 11. 恩給証書 12. その他 ( )
---------------------	---

B 法定代理人 の 確認書類	1. 戸籍謄本 (抄本) 2. 住民票 3. 登記事項証明書 4. 家庭裁判所の証明書 5. その他 ( )
-------------------------	---

C 任意代理人 の確認書類 ※右記2点 とも必要と なります。	1. 被保険者又は被扶養者本人の署名・押印のある「委任状」 2. 委任状に押印された印の印鑑登録証明書
--	--

住商連合健康保険組合理事長 殿

### 保有個人データ開示請求（依頼）委任状

(委任者)

氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
住 所 〒 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

私の「保有個人データ開示請求（依頼）」に関する権限を下記のものに委任いたします。

(受任者)

氏 名 : \_\_\_\_\_ 印  
委任者との関係 : \_\_\_\_\_  
住 所 : 〒 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

電 話 番 号 : ( ) \_\_\_\_\_

(様式 21-1)

住 連 健 号  
平成 年 月 日  
受付整理番号 \_\_\_\_\_

(      -      )

様

大阪府中央区北浜 4 - 7 - 28  
住商連合健康保険組合理事長 ㊟

### 保有個人データ（診療報酬明細書等以外）開示決定通知書

平成 年 月 日付で開示請求（依頼）のありました保有個人データについて、次のとおり開示することを決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第29条第1項の規定に基づき通知します。

開示請求(依頼) に係る個人情報 の 内 容	
開 示 の 日 時	平成 年 月 日 午前 ・ 午後 時 分
開 示 の 場 所	
開示できる方法	1. 閲覧 2. 写しの交付（窓口） 3. 写しの交付（郵送）
閲覧及び窓口 交付のときに 必要なもの	1. 本人又は代理人であることを明らかにする書類等 2. この通知書
担 当	住商連合健康保険組合 （担当：                      ） （TEL 06 - 6 2 2 2 - 6 1 6 6）
備 考	

この決定に対してご質問がある場合は、担当までお問い合わせ下さい。

(様式 21-2)

住 連 健 号  
平成 年 月 日  
受付整理番号 \_\_\_\_\_

(      -      )

様

大阪府中央区北浜 4 - 7 - 28  
住商連合健康保険組合理事長 ㊟

### 保有個人データ（診療報酬明細書等以外）一部開示決定通知書

平成 年 月 日付で開示請求（依頼）のありました保有個人データについて、次のとおり開示することを決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき通知します。

開示請求(依頼) に係る個人情報 の件名又は内容	
一部不開示と する理由	
開 示 の 日 時	平成 年 月 日 午前 ・ 午後 時 分
開 示 の 場 所	
開示できる方法	1. 閲覧 2. 写しの交付（窓口） 3. 写しの交付（郵送）
閲覧及び窓口 交付のときに 必要なもの	1. 本人又は代理人であることを明らかにする書類等 2. この通知書
担 当	住商連合健康保険組合 （担当：                      ） (TEL 06-6222-6166)
備 考	

この決定に対してご質問がある場合は、担当までお問い合わせ下さい。

(様式 22)

平成 年 月 日  
受付整理番号 \_\_\_\_\_

住商連合健康保険組合 御中

### 開示の実施方法等申出書

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

住 所 〒 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第29条第1項の規定に基づき、下記のとおり申し出をします。

#### 記

1. 開示決定通知書の番号等

文書番号： \_\_\_\_\_

日 付： \_\_\_\_\_

2. 求める開示の実施方法

ア. 窓口交付    イ. 郵送による交付

3. 窓口交付を希望する場合の交付日時・場所

日時：平成 年 月 日 午前・午後 時

場所：住商連合健康保険組合

（住所：大阪府大阪市中央区北浜4-7-28住友ビル2号館6階）

以上

(様式 23)

住 連 健 号  
平成 年 月 日  
受付整理番号 \_\_\_\_\_

(      -      )

様

大阪市中央区北浜 4 - 7 - 2 8  
住商連合健康保険組合理事長 ㊟

### 保有個人データ（診療報酬明細書等以外）不開示決定通知書

平成 年 月 日付で開示請求（依頼）のありました保有個人データについて、次のとおり不開示と決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 2 5 条第 2 項の規定に基づき通知します。

開示申出に係る個人情報 の件名又は内容	
開示しない理由	
担 当	住商連合健康保険組合（担当：      ） TEL 0 6 - 6 2 2 2 - 6 1 6 6
備 考	

この決定に対してご質問がある場合は、担当までお問い合わせ下さい。

(様式 24)

住 連 健 号  
平成 年 月 日  
受付整理番号 \_\_\_\_\_

(      -      )

様

大阪市中央区北浜 4 - 7 - 2 8  
住商連合健康保険組合理事長 ㊟

### 保有個人データ（診療報酬明細書等以外）不存在通知書

平成 年 月 日付で開示請求（依頼）のありました保有個人データについて、当該個人情報が存在しませんでしたので通知します。

開示申出に係る個人情報 の件名又は内容	
当該保有個人データが 存在しない理由	
担 当	住商連合健康保険組合（担当：      ） TEL 06-6222-6166
備 考	

この決定に対してご質問がある場合は、担当までお問い合わせ下さい。

(様式 25)

住 連 健 号  
平成 年 月 日  
受付整理番号 \_\_\_\_\_

(      -      )

様

大阪府中央区北浜 4 - 7 - 2 8  
住商連合健康保険組合理事長 ㊟

### 保有個人データ（診療報酬明細書等以外）の開示決定期限延長について

平成 年 月 日付で開示請求（依頼）のありました保有個人データについて、  
次のとおり開示の決定期限を延長しましたので通知します。

開示申出に係る個人情報 の件名又は内容	
取扱要領に規定する 決定期限	平成 年 月 日 まで
上記の期限内に開示等の 決定をすることが できない理由	
延長後の決定期限	平成 年 月 日 まで
担 当	住商連合健康保険組合（担当：      ） TEL 06-6222-6166
備 考	

この決定に対してご質問がある場合は、担当までお問い合わせ下さい。



(様式 26)

平成 年 月 日提出

受付整理番号 \_\_\_\_\_

住商連合健康保険組合理事長 殿

### 保有個人データ（診療報酬明細書等以外）開示依頼書

請求者 氏 名 \_\_\_\_\_ ㊞

生年月日 昭和・平成 年 月 日

住 所 〒 \_\_\_\_\_

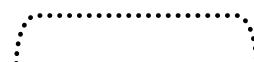
電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第25条第1項  
の規定に基づき、次のとおり保有個人データの開示を請求します。

開示請求に係る 個人情報の内容		
※ 対象となる個人情報を特定するため、具体的に記入して下さい。		
開示希望方法の区分	1. 閲覧 2. 写しの交付（窓口） 3. 写しの交付（郵送）	
依頼者の区分	1. 本人 2. 法定代理人 3. 任意代理人	
法定代理人・任意代理人が請求する場合	本人との続柄	
	本人の氏名	
	本人の生年月日	昭和・平成 年 月 日
	本人の住所等	〒 電話番号 ( ) _____

受領者（依頼者）署名欄

受付年月日



⑩

(受領時にご署名ください)

(様式 27)

平成 年 月 日提出

受付整理番号 \_\_\_\_\_

住商連合健康保険組合理事長 殿

### 保有個人データ訂正・利用停止等届出書

請求者 氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩

生年月日 昭和・平成 年 月 日

住 所 〒 \_\_\_\_\_

電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第26条および第27条の規定に基づき、次のとおり保有個人データの訂正・利用停止等を届出します。

届出に係る個人情報の内容		
※ 対象となる個人情報を特定するため、具体的に記入して下さい。		
届出者の区分		1. 本人 2. 法定代理人 3. 任意代理人
法定代理人・任意代理人 が 請求する場合	本人との続柄	
	本人の氏名	
	本人の生年月日	昭和 ・ 平成 年 月 日

	本人の 住所等	〒 電話番号 ( ) -
--	------------	-----------------

受付年月日



(様式 28)

平成 年 月 日

受付整理番号 \_\_\_\_\_

住商連合健康保険組合理事長 殿

### 保有個人データ訂正・利用停止等届出 委任状

(委任者)

氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩

住 所 〒 \_\_\_\_\_

電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

私の「保有個人データ訂正・利用停止等届出」に関する権限を下記のものに委任いたします。

(受任者)

氏 名 : \_\_\_\_\_ ⑩

委任者との関係 : \_\_\_\_\_

住 所 : 〒 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 : ( ) \_\_\_\_\_



(様式 29)

住 連 健 号  
平成 年 月 日  
受付整理番号 \_\_\_\_\_

(      -      )

様

大阪府中央区北浜 4 - 7 - 2 8  
住商連合健康保険組合理事長 ㊟

### 保有個人データ（訂正・利用停止等届出書）に関する決定について

平成 年 月 日付で（訂正・利用停止）届出のありました保有個人データについて、次のとおり決定いたしましたので、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 2 6 条第 2 項及び第 2 7 条第 3 項の規定に基づき通知します。

届出に係る個人情報の内容	
決 定 内 容	
担 当	住商連合健康保険組合（担当：                      ） TEL 0 6 - 6 2 2 2 - 6 1 6 6
備 考	※訂正・利用停止等を行なえない場合はその理由を記載する。

受付番号	受付日	整理番号	請求者名		請求件数・枚数	開示方法	手数料徴収の有無	開示等決定日 (通知書送付日)	決定の内容 (開示等枚数)	実施方法等 申出日	開示実施日 (※1)	備考 (※2)
			本人			窓口			開示 ( ) 部分開示 ( ) 不開示 ( ) 不存在 ( )			
			代理人			郵送			開示 ( ) 部分開示 ( ) 不開示 ( ) 不存在 ( )			
			本人			窓口			開示 ( ) 部分開示 ( ) 不開示 ( ) 不存在 ( )			
			代理人			郵送			開示 ( ) 部分開示 ( ) 不開示 ( ) 不存在 ( )			
			本人			窓口			開示 ( ) 部分開示 ( ) 不開示 ( ) 不存在 ( )			
			代理人			郵送			開示 ( ) 部分開示 ( ) 不開示 ( ) 不存在 ( )			
			本人			窓口			開示 ( ) 部分開示 ( ) 不開示 ( ) 不存在 ( )			
			代理人			郵送			開示 ( ) 部分開示 ( ) 不開示 ( ) 不存在 ( )			

※1： 郵送により開示を実施した場合は郵送日を記入すること

※2： 部分開示・不開示の場合はその理由を備考欄に記載すること

受付番号	受付日	整理番号	請求者名		請求件数・枚数	開示方法	手数料徴収の有無	開示等決定日 (通知書送付日)	決定の内容 (開示等枚数)	実施方法等 申出日	開示実施日 (※1)	備考 (※2)
			遺族			窓口			開示 ( ) 部分開示 ( ) 不開示 ( ) 不存在 ( )			
			代理人			郵送			開示 ( ) 部分開示 ( ) 不開示 ( ) 不存在 ( )			
			遺族			窓口			開示 ( ) 部分開示 ( ) 不開示 ( ) 不存在 ( )			
			代理人			郵送			開示 ( ) 部分開示 ( ) 不開示 ( ) 不存在 ( )			
			遺族			窓口			開示 ( ) 部分開示 ( ) 不開示 ( ) 不存在 ( )			
			代理人			郵送			開示 ( ) 部分開示 ( ) 不開示 ( ) 不存在 ( )			
			遺族			窓口			開示 ( ) 部分開示 ( ) 不開示 ( ) 不存在 ( )			
			代理人			郵送			開示 ( ) 部分開示 ( ) 不開示 ( ) 不存在 ( )			

※1： 郵送により開示を実施した場合は郵送日を記入すること

※2： 部分開示・不開示の場合はその理由を備考欄に記載すること

(様式32)

保有個人データ訂正・利用停止等受付処理経過簿

受付番号	受付日	整理番号	届出者	届出件数	訂正・利用停止等決定日 (通知書送付日)	決定の内容 (開示等枚数)	備考
			本人 遺族 代理人				
			本人 遺族 代理人				
			本人 遺族 代理人				
			本人 遺族 代理人				
			本人 遺族 代理人				